

# 株式会社 オリエンタルダイヤモンド

---

2016年10月

お客様各位

東京都港区新橋六丁目1番11号  
株式会社オリエンタルダイヤモンド  
個人情報保護管理者

当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)に基づき、「貴金属地金・コイン・貴金属製品」の売買の際に、本人確認書類のご提示、ご職業及び取引を行う目的などの確認をさせていただいております。

2016年10月1日より、犯収法の改正の兼ね合いから取引時の確認方法等が以下の内容について一部変更になります。

お客様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

**【主な変更点】**2016年10月1日からの本人確認について

1. 各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類お取扱い
2. 法人取引の場合、取引担当者の本人確認方法
3. 法人取引の場合の実質的支配者の確認方法

## 本人確認書類

「貴金属地金・コイン・貴金属製品」の売買を行う際は、以下の本人確認書類のご用意をお願いいたします。

分類		書類(原本に限る)	条件
a	1点で 本人確認が 出来る書類	個人番号カード・運転免許証・運転経歴証明書・旅券(パスポート)・住民基本台帳カード・在留カード・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・特別永住者証明書	名前・住所・生年月日・顔写真の記載があること。提示時において有効であること。
b	2点で 本人確認が 出来る書類	国民健康保険証・健康保険証・船員保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・健康保険日雇特例被保険者手帳・国家公務員共済組合員証・地方公務員共済組合員証・私立学校教職員共済加入者証 ----- 年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・母子健康手帳	名前・住所・生年月日の記載があること。提示時において有効であること。
c	bの書類と合わせることで本人確認が出来る書類	印鑑登録証明書・戸籍の謄本もしくは、抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)・住民票(※)・住民票の記載事項証明書(※)これらの写し(個人番号通知カードを除く) ----- 国税・地方税の領収書・納税証明書・社会保険料の領収書・公共料金(電気・ガス・水道に限る)領収書	名前・住所・生年月日の記載があること。発行年月日が6か月以内のもの。 (※)マイナンバー確認書類として使用した場合、本人確認書類として使用することは出来ません。 ----- 名前の他、個人識別事項として住所・生年月日のいずれかが記載されていること。領収日付又は発行年月日が6か月以内のもの。

## 本人確認書類

200万円を超えるご売却取引を行う際には、マイナンバー確認書類のご用意をお願いします。

提示されたマイナンバーが、お取引者本人のものであることを確認するため、上記に記載された本人確認書類のご用意をお願いいたします。

分類		書類(原本に限る)	条件
1	本人確認書類として兼用できる書類	個人番号カード	提示時において有効であること。
2	別途、本人確認書類を要する書類	個人番号通知カード(以下:通知カード) ----- マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等	マイナンバーが記載されていること。 発効から6ヶ月以内のもの。マイナンバー確認書類として使用した場合、本人確認書類として使用することは出来ません。

本人確認書類・マイナンバー確認書類 組合せ例

犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類		マイナンバー確認書類 (200万円を超えるご売却時のみ)
A	個人番号カード	不要
B	運転免許証	通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点
C	運転免許証 年金手帳	通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点
D	健康保険証 公共料金の明細 ※ガス・水道・電気に限る	通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点
E	健康保険証 住民票・住民票記載事項証明書	通知カードのみ 住民票を本人確認書類として使用した場合、マイナンバー 確認書類として使用することはできません。
F	健康保険証 マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書	通知カードのみ 住民票を本人確認書類として使用した場合、マイナンバー 確認書類として使用することはできません。
G	健康保険証 印鑑登録証明書	通知カード マイナンバー付き住民票 マイナンバー付き住民票記載事項証明書 いずれか1点